主 文

本件各申立を棄却する。

理 由

本件各訂正申立の理由は、末尾添附の書面記載のとおりであるが、右各申立はいずれも理由がないので、刑訴四一七条一項により、全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一月一一日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官